

魚津市告示第145号

魚津市農業委員会の委員選任に関する要綱の一部改正について
魚津市農業委員会の委員選任に関する要綱（平成29年魚津市告示第10号）
の一部を次のように改正する。

令和7年6月6日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条・第2条（略） （候補者の資格及び選任） 第3条 候補者は、農業に関する見識を有し、農地利用の集積又は集約化、耕作放棄地の発生防止又は解消の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者でなければならない。ただし、農業委員として任命される予定の日において、次の各号のいずれかに該当する者は除く。 （1）（略） （2）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2（略） 第4条 - 第15条（略） 様式第1号 - 様式第3号（略）	第1条・第2条（略） （候補者の資格及び選任） 第3条 候補者は、農業に関する見識を有し、農地利用の集積又は集約化、耕作放棄地の発生防止又は解消の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者でなければならない。ただし、農業委員として任命される予定の日において、次の各号のいずれかに該当する者は除く。 （1）（略） （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2（略） 第4条 - 第15条（略） 様式第1号 - 様式第3号（略）

附 則

この告示は、公表の日から施行する。